

芸術・工芸家等移住交流体験施設「イミテラス」利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、NPO 国東半島くにみ粋群が管理運営する芸術・工芸家等移住交流体験施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称と位置及び付属設備)

第2条 芸術・工芸家等移住交流体験施設の名称を「イミテラス」(以下施設)という。
位置は大分県国東市国見町伊美2412番地1、住宅と駐車場スペースを有する。

(利用者の公募)

第3条 施設利用希望者は公募を中心に広く募集する。

2 前項の公募は、NPO 国東半島くにみ粋群ホームページ、新聞、雑誌、市・県広報誌、知人からの紹介などによるものとする。

(利用者の資格)

第4条 施設を利用することが出来る者は、国東市内への移住および芸術・工芸活動を希望する者。

2 住民との交流を目的とした活動を展開する者。
3 地域活性化を目的に活動を行う者。

(利用期間)

第5条 施設の利用期間は1日でも可能とし、利用開始日から起算して最長180日までとする。ただし理事長が認めるときは利用期間をさらに最大180日まで延長することが出来る。

(利用の申込み)

第6条 施設を利用する者は、あらかじめ別表1に定める利用申込書を理事長に提出しなければならない。

2 利用途中で第三者と施設をシェアする場合は、第三者は理事長への届出を行わなければならない。

(利用者の決定)

第7条 理事長は前条1の規定により申込みがあったときは、選考により利用者を決定するものとする。

2 理事長は利用者を決定したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(利用料の納付)

第8条 施設を利用する者は別表1利用申込書の申込期間にしたがい、別表2に定める利用料規定により利用料を前納しなければならない。

2 施設を30日以上利用する場合、30日を1期間として分納ができる。

3 分納する場合、翌利用期間に移行する3日前までに必ず前納すること。

4 既に納付済みの利用料は返金しない。ただし、相当な理由があると認められるときは、その全部又は一部を返金することがある。

(利用者の守るべき事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者は原則として滞在に必要な物品(寝具・洗面用具・台所用具・その他消耗品)等は持参すること。

(2) 施設や付属設備を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 土地の形質を変更しないこと。

(4) 指定された場所以外への自動車等の乗り入れ、又は駐車しないこと。

(5) 施設や付属設備を転貸しないこと。

(6) 施設を増築しない。ただし模様替え等については許可後おこなうこと。

(7) 省エネに心がけ、ガスの元栓、電気の消し忘れなど細心の注意を払うこと。

(8) 興行については管理運営団体に内容を届出の上行うこと。

- (9) 広告物については管理運営団体と相談の上、公序良俗に反しない範囲で掲出してもよい。
- (10) 危険な行為、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (11) 犬・猫等のペット類の同居は禁止とする。
- (12) 作品制作の過程で、火や薬品など危険物を取り扱う場合はあらかじめ管理運営団体に相談すると同時に必要があれば関係機関への届出等おこなうこと。
- (13) ごみ、汚物その他これらに類する物は国東市の基準にしたがい適正に処理すること。
- (14) 前各号のほか理事長が施設の管理上必要があると認める事項。

(規則違反)

第 10 条 理事長は前項に掲げる各事項に違反した場合や、施設利用者にふさわしくない行為を行ったものに対し、退去を命じることができる。その場合、納めている利用料金は返金しない。

(係員の立ち入り)

第 11 条 理事長は施設管理のため必要があると認められるときは、係員をして施設の検査をさせ、又は利用者に対して必要な指示をさせることができる。

(原状回復)

第 12 条 利用者は施設の利用が終わったときは、係員の指示に従い必要な部分を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 施設及び付属設備などをき損し、または滅失させた者は、理事長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし理事長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する

(準備行為)

1 施設利用者の公募、決定についてはこの規則の施行前においても行うことができる。

別表 2 (第 8 条関係)

「イミテラス」利用料規定

利用期間	利用料 (円)
月あたり	30000

*ただし、3.0日未満の短期利用の申し込みについては 1,500 円/日とする。

*施設をシェアする場合は、利用者同士の話し合いをもって利用料あん分を決め、合算額を納付すること。

◇「イミテラス」利用申込書送付先◇

郵送：〒872 - 1401 大分県国東市国見町伊美 3884 番地
 特定非営利活動法人 国東半島くにみ粋群
 Tel・FAX：0978-82-0770
 E-MAIL：kunimisuigun@hop.ocn.ne.

別表1 (第6条関係)

芸術・工芸家移住交流体験施設「イミテラス」利用申込書

平成 年 月 日			
NPO 法人国東半島くにみ粋群 理事長 殿			
貴法人の定める芸術・工芸家移住交流体験施設「イミテラス」利用規則の履行を承諾の上、申し込みます			
(ふりがな) 申込者氏名 住所 〒			
⑩			
自宅電話： 携帯電話： Eメール：			
職 業		生年月日	年 月 日
緊急時 連絡先 氏名	住所 〒 自宅電話： 携帯電話： 続 柄		
利用予定人数	() 名 内訳 ※複数名で利用される場合は申込者を含めた全員をご記入ください		
	1 (名前)	(続柄)	(年齢)
	2		
	3		
	4		
利用期日	平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () までの () 日間		
利用目的	※利用目的を簡潔にご記入ください		
備 考			

ご記入いただいた事項については本事業に関する目的以外には利用しません。